

大津市市民活動センター びわ湖チャリティウォーク&クルーズ運営規約

第1章 基本事項

第1条(目的及び用語の定義) ・1.本規約は、大津市市民活動センター(以下「センター」という)が運営する「びわ湖チャリティウォーク&クルーズ」(以下「本イベント」という)に関して適用するものとします。

・2.「参加者」とは、センターと「イベント参加契約」を締結した方をいいます。

第2条(規約の変更)

・1.センターは、必要に応じこの規約を変更することができるものとします。この場合、センターのHP上において、合理的な期間をおいて変更を予告します。

・2.本規約の変更に際し、前項の予告後変更期日までに参加者から解除の申し入れがないときは、変更につき参加者による承諾があったものとみなします。

第3条(本イベントの内容)

本サービスの内容は、センターのHP、チラシに掲載します。

第2章 イベント参加契約

第4条(本イベントの申込み)

・1.本イベントに参加する者は、この規約を承認のうえ、センターのHPまたはチケット販売窓口で申し込むものとします。

・2.参加者は、イベント参加契約の成立後よりイベント当日までに、その氏名、住所または連絡先に変更があったときは、センターに届けるものとします。

第5条(申込みの承諾)

・1.イベント参加契約は、センターが、前条の申込みを承諾し、本イベントに参加される方がセンター指定の方法により参加料金の支払を完了したときに成立します。

・2.センターは、以下の事項に該当するときは、イベント参加契約の申込みを承諾しないことがあります。

- ・i イベント参加契約の申込みに際し、虚偽の事項の通知があったとき。
- ・ii 申込者に、本イベントの料金の支払いを怠るおそれがあるとセンターが判断した場合。
- ・iii 申込者が未成年者等であって、法定代理人の同意を得ていないとき。
- ・iv その他イベント参加契約の申込みを承諾することが、センター業務の遂行に著しい障害があるとセンターが判断したとき。

・3.センターは、イベント参加契約の申込を承諾したときは、申込者の連絡先にこれをに通

知します。

第6条(本イベントの中止・変更等)

- ・ 1.天候その他の事情により、参加者の安全のため、本イベントの開始前もしくは開始後であってもイベントを中止あるいは行程・日程を変更することがあります。この場合、中止・変更の判断はセンターにおいて行います。
- ・ 2.イベントの開始とは、本イベントの集合時間を基準とし、この集合時間の経過をもってイベント開始とみなします。
- ・ 3.第1項により本イベント開始前に中止が決定したときは参加者より受領済の料金の全額を返金します。
- ・ 4.第1項により本イベント開始前にイベントの行程もしくは日程が変更され、この変更を理由に参加者が、イベント参加契約を本イベント開始前に解除した場合、受領済の料金の全額を返金します。

第7条(権利の譲渡等)

- ・ 1.参加者は、本イベントに参加する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更等移転をしたり、担保を設定することができないものとします。
- ・ 2.参加者が死亡したときは、センターとの契約は自動的に解除されるものとします。

第8条(参加者からの解除等)

- ・ 1.参加者は、イベント参加契約の成立後、本イベント開始にいたるまでの間、イベント参加契約を解除できるものとします。この場合、参加者は所定の方式により、当社に対しその旨を通知するものとします。
- ・ 2.前項により契約を解除した参加者は、第13条に定めるキャンセル料を支払わなければならないものとします。

第9条(ツアー参加者との連絡)

- ・ 1.参加者への連絡・通知は、本規約に特段の定めのない限り、原則として、申し込み時(または変更通知時)に申告された E メールまたは電話番号を使用して行います。
- ・ 2.前項の E メールまたは電話番号による連絡・通知は、センターの E メールサーバまたは電話から発信されたことをもって到達したものとみなします。会員の E メール環境の不備や伝達経路の不備により配信されない場合、センターは一切の責任を負わないものとします。

- ・ 3.参加者からセンターへの連絡・通知は、センターE メールまたは電話のみによるものとします。参加者の E メール環境の不備や伝達経路の不備により配信されない場合、センターは一切の責任を負わないものとします。

第 10 条(利用停止)

- ・ 1.センターは、参加者に以下の事由が存するときは、本イベントにかかる利用を停止することがあります。この場合、センターは、参加者に対し何らの責任も負担しません。
 - ・ i イベント参加契約の申込みに際し、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - ・ ii イベント参加料金を、支払期日を経過しても支払わないとき。
 - ・ iii クレジットカードを利用して支払手続をとった場合に、当該クレジットカード発行会社から、当該クレジットカードの利用を認められなくなったとき。
 - ・ iv その他本規約に現に違反し、または違反するおそれが認められるとき。
- ・ 2.センターは、前項の利用停止を行うときは、当該参加者に対し、その旨及び理由をあらかじめ通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 11 条(センターからの解除)

- ・ 1.センターは、次のいずれかの事由が生じたときは、参加者に対し所定の方法で通知することにより、イベント参加契約を解除できるものとします。
 - ・ i 前条第 1 項各号記載の事由が生じ、センターからの期間を定めた催告を行うも、その期間内に当該事由が解消されないとき。
 - ・ ii 参加者が、センターもしくは他の参加者の名誉を著しく毀損する行為を行い、あるいはその信用を失わせるなどして、センターの業務遂行に支障を生じると判断したとき。
- ・ 2.前項によりイベント参加契約が解除されたときは、参加者は本サービスの利用に係る一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに全額を支払うものとします。

第 12 条(利用料金等)

本イベントを利用されるとき料金は、センターの HP に掲載します。

第 13 条(キャンセル料)

- ・ 1.第 5 条 1 項記載の契約成立後において、参加者が、第 8 条により契約を解除するときは、下記基準に基づきキャンセル料を申し受けます。
 - ・ 予約完了通知後、イベント実施日の 7 日前まで:利用料金の 50%
 - ・ イベント実施日の 6 日～イベント実施日の当日:利用料金の 100%

・2.センターは、前2項に定めるキャンセル料が発生する場合、お支払いいただいた料金から該当するキャンセル料を除いた残金について、原則として、イベント実施日から14日以内にご返金の手続きをいたします。なお、集金代行システム業者及びクレジットカードでお支払いいただいた場合、手続き上、翌々月のご返金となる場合がありますのでご了承ください。

・3.センターの返金の手続きは、センター窓口または参加者の口座への振込となります。振込の場合は手数料は参加者の負担とします。

第3章 参加者の義務と責任

第14条(参加者の義務)

・1.参加者は、本イベントに関する一般的なモラルおよびマナーを遵守するものとし、以下の行為を行わないものとします。

- ・i 本イベントにより利用可能な情報を改ざん・消去すること。
- ・ii センター、他の参加者または第三者の権利・プライバシーを侵害し、あるいはこれを誹謗・中傷し、名誉・信用を傷つけること。
- ・iii 犯罪行為その他法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為。
- ・iv 本イベントの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- ・v その他前各号に該当するおそれのある行為、またはこれらに類する行為。

・2.センターは、前項各号に該当する行為を発見したときは、その行為の結果の削除、当該行為を行った参加者の利用停止、その他改善するに相当と判断した措置を行うことができるものとします。但し、これらを行うべき義務を負うものではありません。

第15条(参加者の責任)

- ・1.参加者が本イベントの参加にともない、自らが行った行為の結果は、過失の有無を問わず、その参加者がすべて責任を負うものとします。
- ・2.前項記載の行為により、センターもしくは他の参加者または第三者に損害をあたえたときは、当該行為を行った参加者が、自己の責任と費用において解決するものとします。
- ・3.本イベントにおいて傷害保険等の保険加入が定められている場合は、これに従うものとします。

第4章 センターの責務

第16条(センターの責任)

- ・ 1.センターは、本イベントの運営に当たり、社会通念上相当の注意をもって参加者の安全確保に努めます。

2.本イベントの運営に当たり、事故が発生した場合の参加者に対する損害賠償については、第 15 条第 3 項に規定する保険によるものとし、当該保険の保障限度額を超える損害については、センターはその責任を負担しないものとします。

- ・ 3.センターは、本イベントに関する情報を提供するに当たり、センターの責に帰すべき事由により、虚偽の情報を提供し、または参加者に損害を与えたときは、これによる参加者の損害を賠償する責に任じます。但し、上記損害が、センター以外の情報提供業者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由によって生じたときは、当該責任者からセンターが受ける賠償額をもって、ツアー参加者に対し当社が支払う賠償額の上限とします。

第 17 条(秘密保持及び個人情報の保護)

- ・ 1.センターは、本イベントを運営するにあたり、参加者の個人情報(氏名、住所、連絡先など)を保護し、個人情報保護は社会的な責任であり不可欠な要件であるとの認識から、個人情報保護方針を設定します。

- ・ 2.センターは、個人情報を取り扱う業務の遂行にあたっては、政府指導による「民間部門における電子計算機処理に関わる個人情報保護ガイドライン」及び「情報サービス業個人情報保護ガイドライン」を遵守します。

第 18 条(秘密保持)

センターは、本イベントの運営に関連して知り得た情報を利用目的を超えて第三者に開示し、または漏えいしないものとします。ただし、次の場合にはこの限りではありません。

- ・ i センターが、特定の参加者の行為が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、その会員の登録内容を当該第三者や警察または関係諸機関に通知すること。

- ・ ii センターが、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、特定の参加者の登録内容についての開示を求められた場合、当該機関に開示すること。

- ・ iii その他個人情報保護法及び他の法令に定める場合。

第 19 条(個人情報の利用)

参加者は、センターが、本イベント参加者の個人情報を、以下の利用目的に利用(第三者への提供を含みます)することに同意するものとします。

- ・ i 本イベントの提供、参加者の認証、連絡、料金請求等。

- ・ ii 本イベントの予約業務、及びこれに伴うメニュー提供業者への提供

- ・ iii 本イベント運営のための参加者からの連絡、問い合わせまたは苦情への対応、連絡

- ・ iv 本イベントに関連する情報、商品及びサービス案内の、センターから参加者への個別案内
- ・ v 参加者契約の解除その他契約関係の解消

付則

この規約は、2025 年 4 月 1 日より実施します。